



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会告示

- ・銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定
- ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

所管課（室）名

生活安全企画課
運転免許管理課

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第33号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の規定に基づく医師の指定を行ったので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月21日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
大塚 俊弘	長崎県精神医療センター	大村市西部町1575番地2	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
山本 智一	同上	同上	同上

長崎県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年10月21日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
- (2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している者
- (3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
- (4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
- (5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
- (6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
- (7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者
- 3 審査の実施日時
令和7年11月25日（火）から同月28日（金）までの午前9時から午後5時まで
- 4 審査の実施場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
- 5 審査の申請
 - (1) 必要書類等
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。
 - ㍑ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大白二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
 - ㍒ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）
 - ㍓ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）
 - ㍔ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）
 - ㍕ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
 - ㍖ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）
 - ㍗ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）
 - ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面
 - (2) 審査手数料
 - ア 技能検定員
 - ㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 23,750円
 - ㍒ 普通免許 19,800円
 - ㍓ 第二種免許 22,200円
 - ㍔ その他の免許 14,450円
 - イ 教習指導員

- (ア) 大型免許・中型免許・準中型免許 15,100円
 (イ) 普通免許 12,000円
 (ウ) 第二種免許 12,850円
 (エ) その他の免許 9,950円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和7年11月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 問合せ先

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検定員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント